

平成21年5月11日現在

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2006～2009

課題番号：18203004

研究課題名（和文）構造調整をふまえた東アジア経済法の新段階へ：共同体を先取りするモデル競争法の提言

研究課題名（英文）Looking for the New Stage of East Asian Economic Laws based on Coordination of the Industrial Structure

研究代表者 稗貫 俊文（TOSHIFUMI HIENUKI）

北海道大学大学院法学研究科 教授

研究者番号 70113610

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：東アジア経済法、東アジア競争法、中国独占禁止法、台湾公正取引法、韓国公正取引法、独占禁止法、

1. 研究計画の概要

将来の東アジア共同市場の形成を先取りするモデル競争法の提言に向けて、東アジア経済法の現状と課題、とくに東アジア競争法の現状と課題を韓国、中国、台湾の研究者と共同して検討する。2007年に中国独占禁止法が制定され、東アジアモデル競争法の提言を行うべき必要性が強くなった。東アジアには、市場経済の成立の遅れ、近代裁判手続の未整備という「後進性」を行政権優位という特色を生かして改善するという独自の発展の契機が孕まれている。そのために、4国の研究者が各国の競争法の現状と問題点を徹底的に分析し討論する。そして「遅れ」を「強み」に変えて、将来の東アジア共同市場の形成、さらに将来の共同体の形成の基礎に経済法、とくに共通競争法を構想して、米国や欧州と並んだ3局の1局をなす競争法モデルを提言する。

2. 研究の進捗状況

これまで日本、韓国、中国、台湾の経済法研究者の間で共同研究や国際シンポジウムを頻繁に開催して、各国の経済法、とくに競争法の現状や課題を繰り返して検討してきた。法改正があれば、その内容も時間をおかずに検討してきた。共同研究の結果として、共同する4国の経済法研究者は、自国だけでなく、他の国の経済法の現状と課題を正確な知識・情報として共有するようになっていく。

すなわち、第一に、共通項として、いずれの国も競争法の運用は行政機関の積極性に依存しており、私人による裁判所への訴訟が少ないということが認識されている。また、各国とも、違反に対する制裁金の減免制度を導入してカルテル規制の成果をあげている。これは特記すべきである。協調性（和）を尊ぶ東アジアでは違反行為を当局に告知申請して自分だけが制裁金を免れるという裏切りの振る舞い期待できず、減免制度は制度として成功しないだろうという一部の予測（我われの予測ではない）は完全に外れた。

第二に、各国別に見れば、韓国では、1990年代より度重なる改正が行われており、1997年の通貨危機とIMFの支援以降も財閥規制の問題が依然として大きな課題である。台湾は公正取引委員会の活動は必ずしも活発ではなく、独立性のある執行体制の整備が遅れている。中国では、2007年にレベルの高い競争法の実体規定が制定されたが、執行体制が複雑不透明であり、裁判手続も未整備のために、運用の課題が山積している。日本では平成17年改正が大きな成果を上げたが、そのうち、審判手続の事後手続化だけが今日において立法的な論争を生み出している。

以上のような、共有された知識をひとつに概念化すれば、東アジア競争法は、行政システムと分離されない市場システムに対して適用され、それぞれに困難に直面しているということである。提言されるべきモデル通競

争法の設計もそれに踏まえることになる。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

研究者は、各国の経済法の現状と課題を正確な知識・情報として共有するようになった。「行政システムと分離されない市場システムの存在」が浮かび上がってきた。今後も、共同研究や国際シンポジウムを頻繁に開催して、各国の競争法の現状や課題を繰り返して検討すれば、モデル通競争法の設計も難しくはないであろう。

4. 今後の研究の推進方策

競争法の現状に対する共有された理解が私たちを導く先は、行政権優位の執行という特色を生かしたモデル競争法の提言である。これまでの研究計画と研究方法を変更することなく達成することができるだろう。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 稗貫俊文「音楽CD還流防止措置導入と競争政策との調整」日本国際経済法学会年報17号62-84頁(2008年11月)査読あり。
- ② 稗貫俊文「私的独占の総括的検討」『日本経済法学会年報』28号(2007年)1-19頁。査読あり。
- ③ 稗貫俊文「日本の独禁法の実体規定の構造的な特徴について」金沢法学48巻2号、185-216、2006、査読無し。

[学会発表] (計3件)

- ① 稗貫俊文「日本の公正取引委員会の審判手続の改正の問題点」東アジア経済法国際シンポジウム 2009年2月2日、札幌・北海道大学。
- ② 稗貫俊文「音楽CD還流防止措置導入と競争政策との調整」2007年11月 日本国際経済法学会、京都・同志社大学
- ③ 稗貫俊文「私的独占の総括的検討」2007年10月 日本経済法学会、東京・青山学院大学。

[図書] (計3件)

- ① 稗貫俊文『競争法の東アジア共同市場』(日本評論社、2008年2月)総225頁。
- ② 稗貫俊文「『特許権の密林』と独占者の自由」田村善之編21世紀COE知的財産研究叢書4『新世代知的財産法政策学の創成』(有斐閣、2008年2月)173-187頁。
- ③ 稗貫俊文『市場・知的財産・競争法』(有斐閣、2007年2月)総220頁。